

酒田市長 矢 口 明 子 様

酒田市監査委員 大 石 薫  
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 田 中 齊  
(公 印 省 略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
教育委員会 社会教育課	10月31日	11月17日～ 1月20日	12月10日
教育委員会 企画管理課	10月31日	11月17日～ 1月20日	12月16日
教育委員会 学校教育課	10月31日	11月17日～ 1月20日	12月16日
教育委員会 スポーツ振興課	10月31日	11月26日～ 1月20日	12月23日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

## 社会教育課

### 注意事項

#### 【支出事務】

#### ○支出額を誤ったもの

ひらた生涯学習センター夜間管理業務は、消費税を含む金額で単価契約を締結している。しかし、令和7年4月分から7月分の委託料については、さらに消費税が加算された金額で請求書が提出され、所管課はそのことに気付かずに支払を行っていた。

また、令和7年4月分の支出負担行為兼支出命令書には、本来、酒田市財務規則別表第1（第36条関係）に基づき単価契約書を添付すべきところ、実際には添付がないまま支払処理が行われていた。その後、委託業者からの連絡により支払額の誤りが判明し、過払いとなっていた48,562円は令和7年9月22日に返納されている。

今後は、請求書の内容を契約書で十分に確認し、酒田市財務規則にのっとり適正な事務を行うこと。

#### ○支払事務の遅延により遅延利息が発生したもの

#### ○支払期限内に支払をしていなかったもの

ミライニ専有部電気料の令和7年8月分1,561,957円について、令和7年9月9日付けの請求書（支払期限：令和7年9月29日）が届いていたものの、令和7年10月2日に支払期限から3日遅れで支払処理を行った。その際、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条の規定による遅延利息300円（年2.5%）が生じ、支出科目を新設して流用により対応していた。

また、併せて届いた酒田駅前光の湊A棟管理組合負担金令和7年8月分655,197円の請求書（支払期限：令和7年9月29日）についても令和7年10月2日に支払期限から3日遅れで支払処理を行った。

請求書の適正な管理を行い、期限内に支払えるよう事務を改善すること。

## 学校教育課

### 指摘事項

#### 【支出事務】

#### ○支出額を誤り、かつ二重に支払をしたもの

令和7年6月12日付けで自然体験学習受入業務の5月分委託料133,890円の請求書が提出されたが、支出負担行為に必要な書類として、酒田市財務規則別表第1（第36条関係）に規定されている契約書の添付をせずに支払処理が行われた。令和7年6月27日付けで再度、5月分委託料として133,894円の請求書が提出され、契約内容を確認して規則にのっとり支払処理が行われた。その後、最初に支払った133,890円は金額が誤っていたこと及び二重払していたことが判明し、債権者より133,890円が返納された。

今後は、請求書の内容を契約書と照らし合わせて十分に確認し、酒田市財務規則にのっとり適正な事務処理を行うこと。

### 注意事項

#### 【事務事業】

#### ○予算の執行時期が不適切なもの

令和7年8月に、令和5年度及び令和6年度の科学賞の賞状筆耕料について未払であることが判明し、令和7年10月29日に支払った。

今後は予算の執行状況を適宜確認し、予算年度内の適切な時期に予算執行すること。

## 【契約】

### ○契約書どおりの履行確認が行われず、委託料の支払が遅延したもの

酒田市休日部活動地域移行業務委託【単価契約】は、令和7年度に複数の団体と契約を締結している。契約書には、毎月の業務完了後に業務完了報告書等を提出し、業務履行の検査を経て、月ごとに委託料が支払われることが定められている。しかし、業務完了報告書等が契約書の定めどおりに提出されず、委託料の支払が遅延しているものがあった。

令和6年度の定期監査でもこの点について注意を促したものの、契約書どおりの事務処理が難しい状況が依然として見受けられた。今後は、双方が遵守できる契約内容を検討し、契約書にのっとり適正に事務処理が行えるよう改善すること。

---

## スポーツ振興課

### 【注意事項】

## 【契約】

### ○契約書の引用条項が誤っているもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書書式は引用条項を修正した新版が契約検査課掲示板に掲示されたが、修正前の書式で作成されている契約書があった。そのため、「談合等に係る契約解除」に関する引用条項に辻褃が合わない部分があった。

内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。

## 【内容】

- ・令和7年度 平田B&G海洋センタープール水質検査業務委託
- ・令和7年度 平田B&G海洋センタープールろ過装置保守点検業務委託
- ・令和7年度 平田B&G海洋センター体育館受水槽衛生管理業務委託
- ・令和7年度 酒田市眺海の森スポーツ施設管理業務委託
- ・令和7年度 飯森山多目的グラウンド追加施肥業務委託